

[検討事項] ■議員の活動原則

□市民意見の的確な把握

1. 考え方について

議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言等の強化に努めるものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- 参考人・公聴会制度の活用 市民等の参加による意見交換会開催
請願・陳情者からの意見聴取 議会モニターの実施（※協議中）
パブリック・コメントの実施

3. 参考条文、参考事例等

○上越市 第3条（議員の活動原則）

- 1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
(2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。

○流山市 第4条（議員の活動原則）

- 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。
(2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。

○大東市 第3条（議員の活動原則）

- 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
(2) 議員は市政全般の課題または市民の多様な意見および要望を的確に把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。

○防府市 第3条（議員の活動原則）

- 2 議員は、日常的に市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、市民の信託にこたえるよう誠実に職務を遂行しなければなりません。